



備考

- ( 1 ) この表において、要協議案件の欄ごとに 印が付されている関係行政機関の長と協議を行うこととする。
- ( 2 ) 公園計画のうち、保護又は利用のための施設計画の決定又は変更については、関係省庁が当該施設を所管・監督する場合（例えば道路法に基づく道路  
国土交通省（地方整備局）、道路運送法に基づく一般自動車道 国土交通省（地方運輸局）、又は当該施設を設けようとする土地を所有する場合に限って  
協議するものとする。  
ただし、これ以外の場合であっても、当該施設が文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物に係る場合にあっては文化庁（都道府県教育委員会）に対して、  
当該施設が動物繁殖施設である場合にあっては農林水産省（地方農政局、森林管理局）に対して協議するものとする。
- ( \* 1 ) 離島振興対策実施地域、奄美群島及び小笠原諸島において指定するもの。
- ( \* 2 ) 河川区域又は海岸保全区域若しくは一般公共海岸区域と重複又は隣接する場合であって、当該区域の河川管理者又は海岸管理者が国土交通大臣であるもの。